國學院大學学術情報リポジトリ

〔研究ノート〕「道徳の教科化」に至る道徳教育の動きと道徳科指導法改善の提言：新たな道徳科の指導法に向けて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小笠原, 優子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001370

〔研究ノート〕

「道徳の教科化」に至る道徳教育の動きと道徳科指導法改善の提言

―新たな道徳科の指導法に向けて―

小笠原 優子

【要旨】

「道徳の教科化」に伴い、道徳教育の新しい一歩が始まり、その指導法について質的変換が求められている。本稿では、「道徳の教科化」に至る動きと道徳教科化の理論的背景について、中央教育審議会答申や「道徳教育の充実に関する懇談会　報告」、学習指導要領等から見られる観点を整理し、道徳科の指導法の改善について提言する。これらの論述を通して「道徳の教科化」「特別の教科」として位置づけられる道徳教育の指導法として変わるべき方向性とともに、予想される課題とその克服への方途について探る。

【キーワード】

道徳の教科化、特別の教科「道徳」、主体的な学習、考え議論する道徳

はじめに

これまでの「道徳の時間」に代わり、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から「特別の教科　道徳」の授業が実施される。これまでに学校の教育課程において領域として位置づけられてきた道徳が教科として位置づけられるその理論的背景と具体的な指導方法としてかわるべき方向性を考察する。

本稿の構成は、1.道徳教科化の流れについてまとめ、2.道徳の時間の理論的背景について、中央教育審議会答申や学習指導要領から見られる観点から論述し、3.道徳の時間の教科化に伴う指導法の改善について、考察する。これらの論述を通して「道徳の教科化」「特別の教科」として位置づけられる道徳教育の指導方法として変わるべき方向性について探る。また、変わるべき方向性から予想される課題とその克服への方途を提言したい。

１．道徳教育の教科化の流れ

昭和33（1958）年に教育課程審議会「小学校・中学校教育課程改善について」答申により「道徳の時間」が特設されてから、平成30（2018）年の「特別の教科　道徳」の実施まで60年間という時間が経過する。この間の「道徳の教科化」の流れとその背景について整理する。

⑴ 道徳教科化までの流れ

昭和33（1958）年からこれまでに７回の小中学校の学習指導要領改訂が行われてきた。この歴史の中で、平成10（1998）年、中央教育審議会「幼児期からの心の教育の在り方について」答申、５回目の小中学校学習指導要領告示を受け、平成14（2002）年には文部科学省が道徳用教材「心のノート」作成、配布を行った。

この時期からの、特に教科化につながる流れを次にまとめる。

①平成19（2007）年、学校教育法改正、第二次安倍内閣に設置された教育再生会議から第二次報告が提出され、「徳育の教科化」が提言された。６回目の小中学校学習指導要領が告示された。

②平成25（2013）年、教育再生実行会議が第一次提言にて、大津市立中学校のいじめ自殺事件の発生に伴い学校や教育委員会の対応について大きな社会問題となったことから、「いじめ対策の法律制定」や「道徳の教科化」等が提言された。

③平成25年（2013年）３月、この提言を受け、文部科学省は「道徳教育の充実に関する懇談会」を設置し、12月、懇談会報告書「今後の道徳教育の改善・充実方策について」において「特別の教科　道徳」の新設が提言された。

④平成26（2014）年２月、中央教育審議会において「道徳教育の改善・充実の方策についての審議」が開始され、10月、「道徳に係る教育課程の改善等について」（答申）「特別の教科　道徳」新設に関する提言が出された。

⑤平成27（2015）年３月、学習指導要領の一部改正告示、「特別の教科　道徳」が教育課程に位置づけられた。

⑥平成29（2017）年３月に、７回目の小中学校学習指導要領が告示され、教科書検定及び採択が行われた。

⑦平成30（2018）年、小学校「特別の教科　道徳」全面実施される。

⑧平成31（2019）年、中学校「特別の教科　道徳」全面実施される。

小学校では平成27年から29年の３年間を移行期間とし、横浜市などの地域では平成29年後期より前倒し実施される。中学校では平成27年から30年までの４年間を移行期間としている。

このような流れの中で、平成30（2018）年小学校「特別の教科　道徳」実施予定となった。道徳教科化の背景にある大きな要素として、いじめの問題が大きくかかわっていることを忘れてはならない。平成23年10月に、大津市立中学校のいじめを苦に自殺するという事件が発生し、その対応が大きな問題となり、いじめ対策の方針として道徳教育に目が向けられた。押谷由夫（2013年）が、「今日の道徳の教科化に関する提案は、『教育再生実行会議』からいじめ対策の第一方針として打ち出された。つまり、今日多発化する青少年の問題行動の根幹に道徳性の低下を指摘している。…人間の本質からの対応が必要。[1)]」と述べているように、青少年の今日的課題と道徳教育の課題の関わり、道徳性の低下等の課題への対応の必要性が指摘されたということである。

⑵ 中央教育審議会答申と学習指導要領に見られる方向性

「いじめ」の問題から設置された教育再生実行会議が第一次提言を受け、平成25（2013）年、文部科学省は「道徳教育の充実に関する懇談会」を設置した。この懇談会報告書を受け示されたのが以下に示す中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について」（答申）である。

中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について」（答申）抜粋[2)]

⑴ 道徳の時間を「特別の教科　道徳」（仮称）として位置づける
⑵ 目標を明確で理解しやすいものに改善する
　①　道徳教育の目標と「特別の教科　道徳」（仮称）の目標の関係について
　②　道徳教育の目標について
　③　特別の教科　道徳（仮称）の目標について
⑶ 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する
　①　内容の位置づけについて
　②　四つの視点について
　③　内容項目について
⑷ 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する
　①多様で効果的な指導方法の積極的な導入について
　②道徳の指導計画の改善について
　③学校における指導体制の充実について
　④学校と家庭や地域との連携の強化について
⑸「特別の教科　道徳」（仮称）に検定教科書を導入する
⑹ 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すために評価を充実する
　①評価に当たっての基本的な考え方について
　②指導要録について

ここに示された通り、道徳の時間を「特別の教科　道徳」（仮称）として位置づけ、「特別の教科　道徳」（仮称）に検定教科書を導入すること、一人一人のよさを伸ばし、成長を促すために評価を充実することなどが提言された。

その他、この中央教育審議会答申から改善点として大きく次の3点の方向性が読み取れる。①道徳教育の目標と「特別の教科　道徳」の目標の改善　②道徳内容の改善　③道徳教育の指導方法の改善である。「新しい道徳教育と道徳科の指導法」に関わる論述をするために、この3点について注目し、その後どのような動きが見られたか、3点が学習指導要領改訂の中身にどのようにつながっていったか整理する。

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント[3)]

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント
1. 改定の基本的な考え方
○教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでのわが国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
○知識及び技能の習得と指導力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持したうえで、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
○先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。
2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」
3. カリキュラム・マネジメントの育成
4. 児童生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働

告示された学習指導要領[4)] の総則の大きな特徴として挙げられるのは、「子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を育成する」こと、つまり子供に開かれた教育課程であるということ、そして、社会に開かれた教育課程であるということである。またこの総則をもとに各教科の指導を総則が教科を支える形となっている。中央教育審議会答申や学習指導要領改訂から、今後、各教科で新しい取り組みが展開されるが、特に道徳教育は大きな変化を迫られると考える。文部科学省初等中等教育局教育課程課は、「特別の教科　道徳設置の経緯と概要[5)]」の中で、「一人一人の児童生徒が，答えは一つではない課題に道徳的に向き合う『考える道徳』『議論する道徳』へと質的に転換し，道徳教育の充実・強化を図る」ことを目的としている。

総則に示された「学校における道徳教育」については、「特別の教科　道徳を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、」とあり、現行学習指導要領総則[6)] に示された「道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、」の文章と似た文言で表されている。

このように、道徳教育の目標は道徳の授業を要として学校教育活動全体を通じて「道徳性を養う」とすることはこれまでと変わらない。しかし、今回の改定後の総則では、これ以降の表記に大きな変化があり、「考える」「主体的な判断のもとに行動し」「自立した人間として」「他者とともによりよく生きる」「人間尊重の精神」「具体的な生活の中に生かし」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として」等の表記が見られる。ここに、「道徳の教科化」の果たすキーワードを読み取ることができる。育成すべき資質・能力を明確にし、道徳教育の目標から、子供たちが「ど

のように学習し」、「どのように学習するか」の姿を示し、「人間としてどう生きるか」につながる表現となっている。

２．道徳教育の教科化の理論的背景

ここでは道徳教育の教科化の理論的背景について、中央教育審議会答申と学習指導要領から見られる⑴道徳教育の目標と「特別の教科　道徳」の目標、⑵道徳内容の改善、⑶道徳教育の指導方法の改善、の3点について、平成25年12月に行われた「道徳教育に関する懇談会」の報告とかかわらせ論述する。

道徳教育の関する懇談会　報告の骨子案[7)]

道徳教育の現状　平成25（2016）年12月　　道徳教育の関する懇談会報告の抜粋
「その実情を全体として捉えると、今なお多くの課題が存在しており、一部には『道徳教育は機能していない』との厳しい指摘もなされるなど期待される姿にはほど遠い状況にある。」 本懇談会では、例えば、 ・歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。 ・道徳教育の目指す理念が関係者に共有されていない。 ・教員の指導力が十分でなく、道徳の時間に何を学んだかが印象に残るものになっていない。 ・他教科に比べて軽んじられ、道徳の時間が実際には他の教科に振り替えられていることもあるのではないか。など、道徳教育の課題として多くの事柄が指摘されたところである。 　さらに、このような道徳教育の課題が、社会全体の在り方に少なからず影響を与えているのではないかとの指摘もあった。

ここから読み取れるこれまでの道徳教育の課題は、道徳教育の意義の捉えが不十分であること、道徳教育に関する授業の硬直化、教員の指導力不足、指導法の問題、道徳に時間が十分にとられていないこと等があげられる。また、「道徳教育は機能していない」という厳しい指摘とともに、道徳教育と社会全体の課題とのつながりを明確に示している。

これらの課題を中心に、それぞれの項目について文部科学省道徳教育の充実に関する懇談会「今後の道徳教育の改善・充実方策について」（報告）にまとめられた具体的な課題とかかわらせながら論述していきたい。

⑴道徳教育の目標と「特別の教科　道徳」の目標の改善

道徳教育の充実に関する懇談会「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）」[8)] に示された目標に関わる課題は要約すると以下の通りである。

・学習指導要領総則に示す道徳教育の目標は、総花的な記述の羅列となっておりわかりにくい。
・道徳教育の目標である「道徳性」を養うことと、道徳の時間の目標である「道徳的実践力（内面的資質）」の育成との関係が、教師を含む関係者に十分に理解されていない。
また、これらの関係性が学習指導要領本体では必ずしも明確でないため、道徳教育の目標自体が内面的なものに偏って捉えられがちとなっている。
・道徳性の育成は、道徳の時間における道徳的実践力の育成に係る指導と、道徳の時間以外の各教科等における指導との相互作用によりなされるものであり、道徳の時間においてその補充、深化、統合を図ることとされているが、その関係性がわかりにくい。そのために、道徳の時間とそれ以外の各教科等とを関連付けた指導が行われにくく、道徳教育の要であるはずの道徳の時間が効果的に活用されていないことがある。
・内面的資質としての道徳的実践力が強調されるあまり、道徳教育における実践的な行動力等の育成が軽視されがちな面がある。

このように、「道徳教育は全学校生活に関わる重要な位置づけ」であるが、道徳教育の充実に関する懇談会報告[9]において道徳教育の現状について、「他教科に比べて軽んじられ、道徳の時間が、実際には他の教科に振り替えられていることもあるのではないか」との議論が報告されている。道徳の時間に他の教科の授業を行ったり、行事の計画に充てられたり、問題行動が起きた時の指導（教師の説教）の時間に使われたりと、「学生に聞いても、小学校、中学校の時に受けた授業の印象がほとんどない。」[8]と結びつく。このような状況では、「道徳教育の実施状況調査で、平均35 時間を超過しているというデータについて、怪しいと感じる」[8]のである。

「教科」としての道徳が位置付けられ、教科書が活用され、子供たちに対する学習評価が義務付けられることにより道徳の時間数は確実に確保される動きに向かっていると思われる。

しかし、より重視しなければならないのは、道徳の目標の理解とその目標に向かって実効性のある教育活動を行うということである。学習指導要領改訂に伴い、道徳教育の目標は「特別の教科　道徳」の目標と一体的に理解できるようにし、わかりやすいものに改善された。現行学習指導要領総則に示されていたにもかかわらず、実効力のなかった「学校教育においては、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通して行う」ということが、「特別の教科　道徳」において学校教育課程全体の中で機能することが重要である。

道徳教育の目標から「どのように道徳性を育成するか」、「どのような子供の人格的成長を目指すか」学校教育課程全体の中で道徳教育が機能する必要がある。そして、「自己の生き方を考え，主体的な判断のもとに行動し，自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」ことを目標に子供たちを育成することが必要である。

⑵道徳内容の改善

道徳教育の充実に関する懇談会「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）」[8] に示された道徳内容に関わる課題は以下の通りである。

> 道徳教育の内容として現行の学習指導要領に示されている項目については、基本的に適切なものと考えられるが、児童生徒の発達の段階や児童生徒を取り巻く環境の変化などに照らし過不足はないか、児童生徒の日常生活や将来にとって真に意義のあるものとなっているかなどについて改めて必要な見直しを行い、学習指導要領を改訂する必要がある。
>
> また、発達の段階ごとに特に重視すべき内容や共通に指導すべき内容についても、さらに精選し、これまで以上に明確化を図ることなどを検討する必要がある。
>
> その際、例えば、
>
> ・いじめの防止や生命の尊重
> ・困難に屈しない心、自律心
> ・家族や集団の一員としての自覚
> ・多様な人々が共に生きていく上で必要な相互尊重のルールやマナー、法の意義を理解して守ること
> ・社会を構成する一員としての主体的な生き方
> ・グローバル社会の中での我が国の伝統文化といったアイデンティティに関する内容や国際社会とのかかわり　など、児童生徒の現状を踏まえ、さらには今後の社会において重要と考えられる内容の示し方について特に留意する必要がある。

道徳教育の内容については、現行学習指導要領の項目は基本的には適切なものと判断された。

そして、道徳教育の充実に関する懇談会報告[9] において道徳教育の現状について、「子供たちには発達段階に応じてより広い社会性を獲得させるべき。」「時代に対応した内容の加除等を行われることでよい。」「価値論からすれば何が一番の中核なのかという構造がわかりにくい。」「教科とのかかわりをもっと持たせるなどの改善を図ることがあってもよいのではないか。」等の意見が出された。

学習指導要領改訂に伴い、道徳内容の改善については、内容項目を一層充実させ課題への対応を目に見えるものとし、発達段階の一貫性をわかりやすくするとともに、いじめなどの子どもの心の問題への対応も目に見えるようにした。発達の段階ごとに特に重視すべき内容や共通に指導すべき内容については、これまで以上に明確化を図ることなどを検討するとともに、道徳の内容と指導方法とを関連付けながら改善する必要がある。内容項目が子供たちの心に響くよう、「子供たちの発達段階」、「子供たちを取り巻く社会や環境の変化」「子供たちの心の問題」との関わりを捉えたうえで道徳的価値と出会わせる取り組みが重要である。

⑶道徳教育の指導方法の改善

道徳教育の充実に関する懇談会「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）」[8] に示された指導方法に関わる課題は以下の通りである。

- 地域間、学校間、教師間の差が大きく、道徳教育に関する理解や道徳の時間の指導方法にばらつきが大きい。
- 道徳の時間と特別活動をはじめとする各教科等との役割分担や関連を意識した指導が十分でない。
- 道徳の時間の指導方法に不安を抱える教師が多く、授業方法が、単に読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになりがちである。
- 現代の子供たちにとって現実味のある授業となっておらず、学年が上がるにつれて、道徳の時間に関する児童生徒の受け止めが良くない状況がある。
- 児童生徒の発達の段階に即した道徳の時間の指導方法の開発・普及が十分でない。
- 道徳の時間の授業で何を学ばせようとしているのかを児童生徒にも理解させた上で、具体的に実践させたり、振り返らせたりする指導が十分でない。
- 道徳の時間の指導が道徳的価値の理解に偏りがちで、例えば、自分の思いを伝え、相手の思いを酌むためには具体的にどう行動すれば良いかという側面に関する教育が十分でない。

道徳教育の充実に関する懇談会報告[9] において道徳教育の現状について、「道徳の授業をどのようにすべきか分からない。」「読み物資料で道徳的価値をまとめる形の授業でよいのか。」「読み物を読むというのは国語の授業との違いがよく分からない。」等、の意見が出された。このように、「道徳の時間の指導方法に不安を抱える教師が多く」、「現代の子供たちにとって現実味のある授業となって」いないということである。

学習指導要領の改訂に伴い、能動的な授業への一層の「質的改善」が求められている。また、「指導計画の作成と内容の取扱い」には、次の内容が示された。「子供の主体的な学習を促す」、「多様な感じ方や考え方を生かす対話的（協働的）な議論を一層促す」、「問題解決的、体験的な学習などのアクティブ＝能動的な深い学びを促す」、「道徳に求められる教材は教科書とともに地域（郷土）教材・現代的課題の教材等を併用する」等である。

子供が主体的に学習するためにはどうすべきか、多様な感じ方や考え方を生かす対話的な学習をどう展開するか、深い学びになるような能動的な学習にするためには何が必要か、等、大幅に指導方法改善に向け議論し新しい取り組みへの動きが予想される。

道徳の教育課程改善をどのようにすべきか、毎時間の道徳の授業の指導方法のみならず全教育課程の中で道徳が果たす役割や他教科とのかかわりをどのようにすべきか、具体的な方法について探っていく必要がある。

３．道徳教育の教科化に伴う指導法の改善

道徳の指導法改善を目指すためには、授業のみならず全教育課程の中で果たす役割や他教科との関わりを見ていく必要がある。そのためには学習指導要領改訂の主旨を踏まえることが重要である。まず、総則に示されている「道徳教育の充実」の他、学習指導要領改訂のポイント[3)] から道徳の指導法改善のために注目したいキーワードを以下に示す。

・資質・能力を一層確実に育成・
・「社会に開かれた教育課程」を重視
・知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成
・体験活動の重視、豊かな心や健やかな体を育成
・「主体的・対話的で深い学び」
・カリキュラム・マネジメントの育成
・児童生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働

次に、特別の教科　道徳（道徳科）の目標は次のように示されている。

「道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」道徳科の目標を目指す資質・能力としての「道徳性」を養うために、どのような学習を通していくべきかを以下のキーワードで示されている。

・道徳的諸価値の理解を基に
・自己を見つめ
・物事を多面的・多角的に考え
・自己の生き方について考えを深める学習

道徳科の目標は、「考え、議論する道徳」への授業の転換を求め、この資質能力である「道徳性」を養うために、その指導の在り方・方法について「主体的・対話的で深い学び」となるような学習活動をめざし質の高い授業づくりというキーワードが掲げられ、そのための指導法の改善が求められている。

資質能力の育成と指導方法の工夫について、奈須正弘（2017）は、「資質・能力のうち、特に思考力や意志力については、汎用的な能力と呼ぶことがあるが、内容とは別に教えるのではなく、内容を通して資質・能力を育成する。同じ1つの内容を指導するにしても指導方法を工夫することで子どもが学び取るものを豊かに、あるいは質の高いものにしていくのであり、その結果として身に付いて資質・能力が汎用性を持つことを目指す」とし、「このような指導方法改善の方向

性として示されたのが、アクティブ・ラーニングの視点としての主体的・対話的で深い学びである[10]。」と述べている。

では、道徳教育と道徳科における「主体的・対話的で深い学び」への質的改善とは、具体的な道徳の授業とかかわる指導法の改善とは、どのように進めていけばよいのか。

子供の「主体的な学習」と関わり子供の「問題意識を重視した指導法」について、「対話的な学習」と関わり「考える、議論することを重視した指導法」について述べる。さらに、「子供たちの問題意識を重視した指導法」、「考え、議論する指導法」に加え、「他教科や全教育活動や地域社会との関わりを重視した指導法」を加えることにより、「深い学び」につながると考える。

⑴子供の主体的な学習を促す問題意識を重視した指導法

まず、主体的な学習にするためには、子供が問題意識をもち学習に向かうことを重視する。子どもが道徳的価値を内面的に自覚できるよう、子ども自らが問いを持ち、自ら考えることにより、問いに深く向かう主体的な学習につながる。このように、教師の問いのみで子どもを動かす授業ではなく、子ども自らが主体的に学習に取り組むことを重視する。

子供が問題意識を持つためには、普段の生活や経験の中の気付きから問題を見つけること、他教科の学びとのかかわりから問題をつなげること、教材で話し合う問題を浮き彫りにすること等が考えられる。このような子供の問題意識が主体的な学習の原動力になると考えられるので、教師は子供たちの他教科での学びや学校生活全体における姿をとらえておく必要がある。

そして、この問題意識は学習の導入段階で生かすだけでなく、子供たちの問題意識をもとにした対話的な問題追究の場面においても活用し、深い学びにつながる。

⑵考える、議論することを重視した指導法

「主体的な学習」でも述べたように考え議論することにより「対話的な学習」になり、より主体的で深い学びにつながる。

教材のみで教えることから、話し合いや議論を通して、自分だけの感じ方や考え方ではなく周囲の友達と自分の感じ方や考え方を照らし合わせることにより、自分を振り返り深い学びにつなげることができる。また、読み物教材の学習においても人物への共感にとどまらず、道徳的価値や生き方について話し合うことを通して、新しい感じ方や考え方と出会ったり振り返ったりすることができる。時には問題解決的な場面を設定し話し合ったり議論したりすることにより、主体的で能動的な学習になり深い学びにもつながると考える。

さらに、友達の感じ方や考え方と照らし合わせることにより、自分自信を見つめる自己内対話にもつながる。田沼（2017年）は「集団思考活動という他者との対話を積み重ね、もう一人の自分と語らい合う自己内対話を促進させることで、新たな道徳的気付きや自らの道徳課題への自覚、さらには道徳的実践への見通しを鮮明にできる[11]」と述べている。問題意識を重視し、対話的に

学習することが道徳的な深い学びにつながることを示している。

⑶他教科や全教育活動や地域社会との関わりを重視した指導法

学習指導要領改訂ポイントに示されたキーワードの「社会に開かれた教育課程」「カリキュラム・マネジメントの育成」「児童生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働」について考えるとき、また子供たちの主体的・対話的で深い学びを目指すとき、他教科や全教育活動や地域社会との関わりを重視した指導法が重要な要素となる。

「社会に開かれた教育課程」の意味について、羽入佐和子（2016年）は、「激しく変化する社会に生き、未来を担う子供たちが学校教育で習得する能力は、教科横断的に、自然科学、人文科学、社会科学という領域をも超える力へと発展することが期待されているのであり、その根底には、人間性の成熟を目指した教育課程が構築されていなくてはならない[12)]」としている。

押谷は、「重点目標については、総合道徳（仮称）を計画し実行するものである。」とし、「総合道徳とは、道徳の授業を要として関連する教育活動や日常生活、家庭や地域での道徳学習などと関連をもたせて、子どもたちと一緒に道徳学習を発展させるものであり、保護者や地域の人々に参加いただいて進める道徳教育である[13)]」と提案している。

田沼は、「道徳的な『見方・考え方』は道徳科のみで育成されるといった狭量なものではなく、各教科等での様々な場面を通じて行われている」とし、「教科等横断的な視点を取り入れた道徳科授業」の考え方を述べている。また、価値内容を複数時間または組み合わせたり補強したりしてユニットして組む「パッケージ型ユニットで道徳授業づくり」を提案し、「学習者である子供一人一人が自らの道徳的価値を追究するための課題意識を明確化し、一貫した学びを提供する[14)]」と示している。

子供たちの学びを生かすためには、教室内だけで完結していた授業を、他教科や学校生活全体、地域社会とのかかわりから見直していく必要がある。学校全体の問題や全校の人の声や生き方に目を向ける、地域社会の人の声や姿に目を向けることにより、様々な気付きから問題を見出すとともに、多様な感じ方や考え方に触れ、より広い視点に立つことができる。

また、「子供たちにも開かれた教育課程」の視点つまり子供たちの成長の姿を尊重するならば、１時間１時間で学習が完結する授業形態にとどまらず、「子供の学びの姿」に合わせ「題材の内容や時間の見通し」をもった授業構成や学習過程も取り入れるべきであり、他教科や全教育活動や地域社会との関わりからより広い視点を持つことができると考える。

４．考察

「いじめの問題」という深刻な状況が道徳の教科化の動きのきっかけを作ったといえるが、この「いじめの問題」だけでなく、子供たちを取り巻く環境の中で起こっている変化と問題は予測不可能な状況の中で日々増え続けている。

このような状況の中で心と体の調和のとれた人間の育成、よりよく生きるための力の育成に向け、「道徳の教科化」の果たす役割は大きい。道徳教育の目標からどのような子供の成長を目指すのか。学習指導要領の改訂と「道徳の教科化」を機に、道徳の授業における指導とともに、「全教育課程を通して」「全学校生活を通して」さらに「地域社会の中において」の子供たちの育成をどうすべきなのか。積極的な指導の工夫や改善が求められる。このように、道徳教育の指導方法として変わるべき方向性については、社会で生きる子供たちがよりよく生きるために道徳教育の指導法が大きく変わることができるという期待とともに、変わるべき方向性から予想される課題が予想される。特に、検定教科書の活用や評価の導入について不安を感じる点がいくつかある。

・教科書ができることからの指導のパターン化
・評価のパターン化
・指導法の改善に向けての動きの固定化

以上である。

子供の「主体的・対話的で深い学び」につながるよう、子供たちの視点が広がるような教材の選定が必要であるが、教科書だけで授業をする教師が出てくる可能性がある。また子供の姿を丁寧に見取り子供の変容や成長の状況を表記する評価が必要であるが、表記する文言の例を求める声も上がっている中、評価の「表記例」に倣い書き上げることが目標の評価になってしまうことも考えられる。新しい動きの中で、指導例や評価例を基にしたパターン化の動き等、子供の成長にとってよりよい指導方法改善に向けての意識が時間とともに薄れてしまう可能性がある。

では、このような課題を克服するためにはどのような方途が考えられるか。

まず、学校の子どもの実態を社会や地域や人間関係とのかかわりからとらえ、道徳教育の目標から「どのように道徳性を育成するか」、「どのような子供の人格的成長を目指すか」学校教育課程全体の中で道徳教育が機能するようカリキュラム・マネジメントを考えることが必要である。

また、子供が自分自身や周囲の人や環境と向き合う姿を重視し、豊かな自分づくりに向かうよう指導するとともに、子供の成長の姿や変容を丁寧に捉えることが必要である。

さらに、子供の姿を学校全体の教職員で捉え、チームとして「道徳教育の特質を踏まえた多様な指導法」や「子供たちの発達段階や実態に即した柔軟な指導法」の改善に向け、試行錯誤を繰り返しながら、考え行動する子供たちを支えることが重要である。

教科化の動きは、道徳教育や道徳の授業を変える大きなチャンスである。目指すべき目標を見失うことなく丁寧に子供と向き合うことが肝要である。

〔引用文献〕

1）押谷由夫（2013）「道徳の時代が来た－道徳教科化への提言」教育出版、PP.、3-4
2）中央教育審議会（2016）「道徳に係る教育課程の改善等について」（答申）
3）文部科学省　幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領改訂ポイント

４）文部科学省（2017）『小学校学習指導要領』
５）文部科学省（2015）「初等教育資料　『特別の教科　道徳の実施に向けて』」東洋館出版社、PP.、6-7
６）文部科学省（2008）『小学校学習指導要領』
７）文部科学省（2013）「道徳教育の充実に関する懇談会　報告の骨子案」
８）文部科学省（2013）道徳教育の充実に関する懇談会「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）」
～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために
９）文部科学省（2013）道徳教育の充実に関する懇談会 議事要旨・議事録
10）奈須正裕（2017）「育成を目指す資質・能力とアクティブ・ラーニング」中等教育資料、PP.、14-17
11）田沼茂紀（2017）「道徳授業のつくり方」東洋館出版社、PP.、25-26
12）羽入佐和子（2016）「社会に開かれた教育課程とは何か」初等教育資料4月号、PP.、12-15
13）押谷由夫（2013）「道徳の時代が来た－道徳教科化への提言」教育出版、PP.、9-10.
14）田沼茂紀（2017）「道徳授業のつくり方」東洋館出版社、PP.、85-89

（おがさわらゆうこ　國學院大學教育開発推進機構准教授特別専任）